

### 後見制度支援預金

ご利用いただける方	・家庭裁判所が「指示書」を交付した方
対象商品	・普通預金 または 普通預金無利息型（決済用預金）
期間	・期間の定めはありません
預入(1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	・随時預入可能ですが、家庭裁判所の「指示書」の提出が必要となります。 ・1円以上 ・1円単位
払戻方法 (1)出金 (2)定額自動送金	・随時払戻可能ですが、家庭裁判所の「指示書」の提出が必要となります。 ・入院費や生活費等の一時的な支出が発生した場合等において、家庭裁判所が必要と認めた際に交付されます。 ・自動振込等により、指定された間隔で指定金額を定期的に後見制度支援預金から成年後見人が別途管理する生活口座等へ振替える必要があると家庭裁判所が認めた際に交付されます。
利息(1)適用金利 (2)利払方法 (3)計算方法	・変動金利（毎日の普通預金の店頭表示利率を適用します） ・毎月3月と9月の当金庫所定の日に利払いします。 ・毎日の最終残高100円以上について、付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算を行います。
税金	・利息には20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%）がかかります。 ※2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、上記の税金がかかります。 ※なお、マル優のご利用はできません。
手数料	・管理手数料・解約手数料はかかりません。 ◇次の項目につきましては、所定の手数料がかかります。 ・通帳の再発行時には所定の再発行手数料がかかります。 ・定額自動送金の新規契約を行う場合は、所定の契約手数料がかかります。 ・定額送金をする場合は、振込の都度、所定の振込手数料がかかります。 ・出金および解約金を振り込む場合は、所定の振込手数料がかかります。
付加できる特約事項	・「指示書」の指示内容による取扱のみとなります。
預金保険制度	・預金保険制度の対象商品です。
金利情報の入手方法	・窓口または当金庫ホームページでご確認ください。
苦情処理措置 ・紛争解決措置	<b>【苦情処理措置】</b> 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または営業推進部（9時～17時、電話：0120-310-708）にお申し出ください。 <b>【紛争解決措置】</b> 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）、熊本県弁護士会（電話：096-325-0913）、鹿児島県弁護士会（電話：099-226-3765）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記営業推進部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移

	管調停) もあります。くわしくは、東京三弁護士会、当金庫営業推進部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
その他参考となる事項等	<ul style="list-style-type: none"><li>・本商品は、成年後見人、未成年後見人のみ取扱いできるものとし、選任、登記されている書類が必要です。保佐人、補助人、任意後見人ではお取扱いできません。</li><li>・「指示書」の交付申請は、成年被後見人、未成年被後見人の住所地を管轄する家庭裁判所に行ってください。</li><li>・公共料金等の自動支払および給与、年金、その他振込、配当金、公社債元利金等の自動受取り、インターネットバンキング、テレホンバンキング等のご契約はできません。</li><li>・本預金は口座開設店のみお取扱いいたします。</li><li>・総合口座のお取扱いはできません。</li><li>・キャッシュカードは発行できません。</li><li>・ATMでの利用はできません。(窓口でのお取扱いに限定します)</li><li>・現金でのお支払いはできません。(管理口座への振替となります)</li></ul>